



「令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」に基づく博覧会協会の指定について

「令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」第2条第1項に規定する「博覧会協会」について、主務大臣である国土交通大臣、農林水産大臣、経済産業大臣から、2022年4月8日付けで「一般社団法人2027年国際園芸博覧会協会」が指定されました。

指定に関する、博覧会協会の十倉 雅和 会長のコメントは、以下のとおりです。

1 十倉 雅和 会長コメント

2022年3月31日の特別措置法の施行を受け、国際園芸博覧会の円滑な準備や運営に向けた検討を本格化していくため、4月8日付けで主務大臣から「博覧会協会」の指定をいただきました。

国や関係者の皆様のご尽力により、速やかに博覧会協会の指定をいただきましたこと、改めて心より感謝申し上げます。

今後、博覧会国際事務局（BIE）※の認定申請に向けた準備や博覧会計画の具体化等、国や関係者の皆様と協力しながら、しっかり進めてまいります。

※博覧会国際事務局（BIE）：国際博覧会条約に基づき設立された、国際博覧会の監督及び調整を担う政府間組織

2 参考資料

○2022年4月8日（金）国土交通省・農林水産省 共同発表

『2027年国際園芸博覧会の準備が本格化します！

～博覧会の開催者となる法人を指定～』

本件に関するお問合せ先

一般社団法人2027年国際園芸博覧会協会 総務部 総務人事課（担当：課長 八谷 将人）

Tel：045-307-2029

ホームページ：<https://expo2027yokohama.or.jp/>

同時発表：農林水産省

令和4年4月8日

都市局参事官（国際園芸博覧会担当）

2027年国際園芸博覧会の準備が本格化します！ ～博覧会の開催者となる法人を指定しました～

- 2027年国際園芸博覧会は、最上位の国際園芸博覧会（A1）として神奈川県横浜市で開催することとしています。
- 本博覧会の開催に当たっては、「令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」に基づき、博覧会の準備及び運営を行う者（開催者）を指定することとしています。
- この度、一般社団法人2027年国際園芸博覧会協会を、同法に基づき、博覧会の開催者として指定しました。

1 開催の目的

2027年国際園芸博覧会は、気候変動等の世界的な環境変化を踏まえ、我が国が培ってきた自然との関係性の中で、自然環境が持つ多様な機能を暮らしにいかす知恵や文化について、その価値を再評価し、持続可能な社会の形成に活用するとともに、国際的な園芸文化の普及、花と緑があふれ農が身近にある豊かな暮らしの実現、多様な主体の参画等により幸福感が深まる社会を創造することを目的としています。

2 開催場所、開催期間及び規模

開催場所：旧上瀬谷通信施設（横浜市）

開催期間：令和9（2027）年3月～9月

博覧会区域：約100ha

参加者数：1,500万人（ICT活用等の多様な参加形態を含む）

3 開催者

一般社団法人2027年国際園芸博覧会協会

【問い合わせ先】

国土交通省 都市局 参事官（国際園芸博覧会担当）付 石川、兒島

電話：03-5253-8111（内線32972、32974）、03-5253-8420（直通）、FAX：03-5253-1593